

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、和歌山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（標高データ（地図情報レベル1000及び陸域10メートルメッシュ・水域10メートルメッシュ））
- 二 測量の地域 和歌山県和歌山市から五條市まで
- 三 測量の期間 令和三年六月二十三日から令和四年二月二十八日まで